

草津市廃棄物減量等推進審議会会議録（概要）

1. 日 時

平成21年12月4日（金）10:00～12:00

2. 場 所

草津市役所4階行政委員会室

3. 出席者

〔委員〕 ※ ◎天野 耕二 金谷 健 大村 久雄 妹尾 志郎
青山 泰造 藤井 淳 小松 直樹

〔事務局等〕 勇 竹廣 進藤 良和 梅景 聖夜 中北 光一
黒川 克彦 村上 智紀

※ ◎会長

〔傍聴者〕 4名

4. 議 事

○ 事務局

定刻の時間になりましたので只今より第16回目の草津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日の会議は、現在、委員10名中7名の方に出席をいただいておりますので、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第19条第2項により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、当審議会を開催できますことをご報告させていただきます。

また、当審議会は公開とさせていただきます。現在のところ3名の方が傍聴に来られています。大変ありがとうございます。

それでは会議に先立ちまして、市民環境部長から挨拶を申し上げます。

○ 勇部長

本日は第16回目の草津市廃棄物減量等推進審議会に大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。本日は、3名の方がご欠席ではございますが、ちょうど3年ほど前に市長より諮問をさせていただき、前回まで15回の慎重なご審議を賜りまして、大変ありがとうございます。すでにスケジュール等でご確認いただいておりますと

おり、本日の会議をもちまして「ごみ分別方法の見直しとごみ処理費の住民負担のあり方」についての答申ということで、審議を終わらせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

尚、天野会長とは調整をさせていただいておりますが、12月24日に市長に対し、会長の方から答申をいただくというスケジュールになっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、本日はもう一つ、前回にもご議論を賜っております「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の基本的な方向付けということで、先ほど申し上げました答申と本日のこの部分につきまして、前回ご協議いただいた部分に修正を加えておりますので、再度ご協議を賜りたいと考えております。

お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

○ 事務局

それでは会議に入りたいと思います。天野会長よろしくお願ひいたします。

○ 会長

それでは、ただいまより草津市廃棄物減量等推進審議会の議事に入ります。次第に基づき、議事1)「ごみの分別見直しとごみ処理費の住民負担のあり方」に係る答申（案）およびパブリックコメントの意見に対する回答（案）につきまして、前回まで何回も議論を重ねておりますので、前回までの議論を踏まえた修正点を中心に、簡潔に事務局の方から説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、ご説明に入りたいと思いますが、その前に資料の確認をお願いしたいと思います。

【資料の確認】

それでは、議事1の説明をさせていただきます。

市長への答申には、答申書と付属資料が提出書類となります。答申案（資料1）と付属資料の答申資料編（資料2）、諮問書の写し、審議会の開催経過（資料4）、審議会委員名簿（資料5）、パブリックコメントに対する回答（資料7）についてのそれぞれの資料に基づきご説明申し上げます。

【第16回審議会 資料-1、別紙1、別紙2に基づき説明】

○ 会長

ありがとうございます。

まず、大きく分けて答申（案）の文章表記そのものに関してと、別紙1と別紙2の書式、いくつかの案のどの表記が望ましいかという2点につきましていかげでしょうか。

答申本文については、過去15回に渡って細かい所まで委員の皆様にご審議いただきました。今、修正点をご説明していただきましたが、よろしいでしょうか。かなり何回もこの部分はこのようにしたらどうか、という細かい部分を一つひとつご対応していただいております。

○ 委員

確認ですが、資料1のP13の真ん中辺りになりますが、別表2「料金体系（ごみ袋の種類・規格・価格）とありますが、この別表2というのは、今ご説明いただいた表2とは違うものですか。

○ 事務局

別紙2で挙げさせていただきました表になります。

○ 委員

内容に対しての異論ではないのですが、より丁寧な説明という意味で料金を設定する時に少し分かりにくいと思うのが、想定した処理費用がどこの部分の費用なのかという話、それからこのような形で算出されたという原価の部分とそれに袋代を足してこの金額になったという部分の説明が曖昧だと思います。

○ 委員

それは、この答申書に書いてあるのではないですか。

○ 会長

資料1のP11に、「ごみ袋1袋（45ℓ）あたりに換算すると148.5円となっている」とありますね。

○ 委員

これはそうなのですが、これには袋代は入っていないんですよね。これは、ごみ処理費用の話なので、市民が一番知りたいのは、大袋の価格ですよ。価格というのは、大袋というと、袋代が10円くらいかかります。それに、処理費用の内の例えば3割とかが合わさったものが袋の価格ですよ。

○ 事務局

手数料を乗せてということですね。

○ 委員

そうです。そこの部分の説明がないと思います。理解としてはそういうことでよろしいのですよね。

○ 事務局

はい。そうです。

○ 委員

ですから、そこの部分が極めて曖昧だと思います。そこは本文中に数行書かれて、具体的なものは表を作り、袋代はいくらになる。処理費用というのが、収集運搬等の費用が対象品目で割ると450当たりでいくらになると。その内の1/4から1/3で考えるとこのようになる。足すといくらになる。論理はそのようになるかだと思います。そこの部分が何もありません。それはやっぱり入れるべきだと思います。

○ 事務局

袋の販売価格の中にごみ袋の単価やそれに対する手数料がどのくらいかかっているということが分かるものが必要ということですか。

○ 委員

そうです。そこは考え方が二通りあって、袋を作るお金も処理費用の中に入れてしまっ、全体の何分の1というふうにする方法もありますし、袋は袋で別にしておいて、処理費用を計算し、その内の何分の1かと袋と足すという方法もあります。そこのところはきちんと書かれて、資料の方に付けられた方が、後々よろしいかと思います。どういう考え方で出したのかということところです。そうしないと、このままであれば誤解を生じると思います。

○ 事務局

資料編の方で付けさせてもらえばよろしいでしょうか。

○ 委員

資料編の方で付けていただいて、袋の販売価格というものは、袋代プラス処理費用の一部ということを書いた方がよろしいかと思います。本文中にもです。

○ 事務局

本文中にも書いた方がよろしいですか。

○ 委員

表現はお任せいたします。実際、その部分が環境省のガイドラインでも曖昧に書かれています。市民が支払う袋代には明らかに、袋の製造価格が入ったものでしかあり得ません。ですが、その根拠というものがどのように算出したかという時に曖昧なので、はっきりしておいた方が後々よろしいかと思えます。1袋10円ぐらいかかっているわけです。それと処理費用は別の話になります。

○ 会長

答申の本文で言うと、P13の「新しいごみ袋の種類、大きさ、販売単価等は、別表2のとおり提案する」のところに少し書いたらよろしいですか。「袋の単価（10円程度）に加えて、ごみ処理費用の一部を上乗せした価格」というように。

○ 委員

考え方の整理が必要だと思うのですが、例えば今、P13に「※ 有料化の定義」と書いてありますが、有料だと思っていたが、袋代だけしか払っていないということは、それは有料化とは言わないということなんでしょうけど、その時に市民の方々が、ごみをたくさん出す方と出さない方の差は何かと言うと、袋をどれだけ買うかということですから、そこが従量制ということなんですよ。今回、完全に有料化して40円になってしまったら、袋代も運搬費も焼却代も全て従業員の方々の全部いろいろなごみを処理するための単価というものが出てきて、なぜごみ袋だけを特別扱いして、その部分だけを書かなければいけないのかという話にはならないでしょうか。今回の有料化というのは、全てを含んだ有料化で、全てが従量制になります。言い換えれば、ごみをたくさん出す人は、それなりに従業員の方々に苦勞をいただいているということです。焼却施設もたくさん使わせていただくということで、全て従量制になるのだから、なぜごみ袋だけを従量制ということにそこに定義をしなければいけないのかということが私には分かりません。

○ 委員

よろしいですか。そこは、草津市の場合は、非常に特殊なんです。つまり、今まで草津市民にとっては、袋は天から降ってきたというか、市が配っていたわけですよ。多くの市の場合は、袋というのはスーパーで買っていたわけです。私の住んでいる市もそうです。そうすると、45ℓ換算でおおよそ10円くらいです。それは、当り前の前提であって、それにプラス処理に係る費用の一部を負担するというパターンが全国的にも一番多いです。私が先ほど二つあると申し上げた、処理費用の中に袋代も入れて、その何分の1という形

での価格設定も理屈の上ではあり得ると思うと言ったわけです。ただ、どっちなのかという部分ははっきりしておかないと、まずいのではと言ったわけです。今までの市の考えというのは、明示されてはいませんが、袋代は別途、処理料金の内の何割かということですよ。かなり基本的なところだと思うので、少し議論が必要な気がします。

○ 委員

草津は104枚まで袋が無料ということなのですが、他の市であれば、袋を1枚10円などで買っているところが多いですよ。

○ 事務局

はい。市販の袋を買われているのが多いかと思います。

○ 委員

そうだとすると、余計によく分かりません。この40円の中の袋代だけを特化しなければならぬのか分かりません。運搬費用もありますし、全てが従量制になるのですよね。

○ 委員

ですから、そこはおっしゃるように草津市で言えば、袋代も入れたかたちで処理費用として、その内の何割かとした方が分かり易いかもかもしれません。

○ 会長

それでしたら、資料-1、答申(案)P13の「新しいごみ袋の種類、大きさ、販売単価等(袋代の実費を含む)」と、それだけを挿入したら良いのではないのでしょうか。いくらとかは書かずに。

○ 委員

P11にあるごみ処理費用の13億円というのは、配布している袋の料金は含んでいるのですよね。

○ 事務局

はい。

○ 会長

このP11、「ごみ袋1袋(450)あたりに換算すると148.5円となっている」は、袋代も入っているのですよね。

○ 事務局

はい。入っています。

○ 会長

それであれば先ほど言ったように、P 13のところは、「販売単価等(袋代の実費を含む)」とすれば良いのではないのでしょうか。袋代を含めたごみ処理費用の一部負担の結果、別表2のとおり提案すると。今までどおりですね。

○ 委員

104枚まで無料で配っていて、超過した場合は市民が買っていますが、その量は微々たるものになるわけですね。

○ 事務局

全体の3%ぐらいであるとのデータが出ています。

○ 委員

それでしたら、この部分に袋代が入っているということが書かれてあれば良いと思います。

○ 委員

委員がおっしゃったように、そこまで細かく書いていきますと、競争の原理が働いてくるというようなことになり、袋代に対しての指摘をそれぞれ市民の方がもたれてくると思います。現状も価格設定はされていますが、これには競争の原理は働いていません。私どもの販売させていただいている商品は、昔はロスリーダー商品(目玉商品)でした。と言うのは、安く売れば集客になりました。ところが、今は指定ごみ袋が多いですから、もうその商品は外れてしまっているということですよね。そうすると、それを明記することによって一般市民の方から、その部分に係る価格を更に下げるようにとの意見が出てくるように私は思います。ですから、今おっしゃられたような方向で、だいたい袋代でこのぐらいとしておいた方が良いでしょう。

○ 会長

どうでしょうか。袋代まで書きましょうか。大きいのと小さいのとありますから細々とした計算になってしまいますけど。

そこまで答申に載せる必要がありますかね。

○ 委員

いらなと思います。販売単価の中に袋代実費を含む、で良いのではないですか。

○ 会長

そうしましたら、答申本文の中に少し記述を挿入していただくということによろしいでしょうか。

○ 事務局

はい。分りました。

○ 委員

それで結構かとおもいますが、資料の方に価格の設定根拠は書くべきです。このような考え方で出てきたんだというのは、載せておいた方が良いでしょう。

○ 会長

今、無料で配っている袋の実費についての何らかのデータが資料に載っていれば良いのではないですか。

○ 委員

処理費用の中に収集費用があつて、袋の製造や販売委託手数料などを入れておけば良いと思います。その合計から割り出したというように。

○ 会長

それでは、資料-1、答申本文についてはよろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 会長

では、別表1と別表2のそれぞれ修正案についてですが、前回までの案に対して、分別見直しの別表1が「処理区分で分けた案」、「有料・無料で分けた案」、「何も付けないシンプルな案」とあります。

まず、大枠で新しい区分を「焼却・破碎・埋め立て処理されるごみと資源化処理されるごみ」の2つの区分で分けるか、あるいは、「有料とされるごみと無料とされるごみ」で分けるか、何も付けずに新しい処理区分を並べるか、この3種類になりますがいかがでしょうか。前は両方載っていて少しややこしかったので、どちらかにするか、これは分別見直しの表

なので、単に10分別から11分別になる。種類が普通ごみから分かれて、プラスチック類がプラスチック製容器類で汚れていないものとそれ以外のプラスチックは焼却ごみ類になる。そういった分別が変わることだけを載せるか、いかがでしょうか。

○ 委員

関心は、「有料・無料」というところにあるので、この標記のついたものが一番良いのではと私は思います。

○ 委員

資料1、答申(案)P5の参照している文章体系のところ「有料・無料」というよりも分別をするというような中身の参考資料として別表1を参照して下さい、との書き方をしています。その意味では、「有料・無料」というような表現は別表2の方に委ねてしまって、別表1については、「有料・無料」というのは外しても良いのではと思います。

そういった意味では、「焼却・破砕・埋め立て処理されるごみ・資源化処理されるごみ」といったものを残すか、それも外すか、というところで良いのではないかと思います。

○ 会長

ここでは分別が変わることだけを伝えたい表なので、シンプルなものが良いような気がします。

○ 委員

あと、金属類の③に置くか、⑤に置くかですね。左の新しい区分から見っていくと、金属類は上に上げた方が分かりやすいような気がしますね。

○ 委員

よろしいですか。答申を非常によく読む人にとっては、表1については、何も書かないか、焼却処理・資源化処理の区分ぐらいを書く方がすっきりすると思います。

ただ、多くの人がサッと見た時に、先ほどおっしゃられたように一番の関心は有料か無料かですね。そうすると、私は元々の両方を書いた方が良いと今でも思っていますが、それが非常に見にくいということでしたら、どちらかと言うと、案2が良いかと思います。確かに後の表2の方と見比べてみれば、これがなくても分かるのですが、念押しであったほうが良いのではと思います。

○ 委員

この審議会の答申案なのですが、答申する相手は基本的には市長に対して出すんですよね。市民に対して出すわけではないですよね。という事は、市長はこれくらいの事は理解

して下さいというふうに言っても良いのではないのでしょうか。

○ 委員

今のご意見は確かに筋としてはその通りです。ただ、答申というのは関心のある市民が見た時に、市民への説明として位置づけられるものだと思います。そういった意味では、なるべく分かり易く、なぜこのようになったのかということが分かるような有料・無料か、焼却・資源化するのか、というところは、どちらかはあった方が良いのではないかと思います。つまり、分別区分が変わるのですが、変わる主旨というものがある程度分かる方が良いと思います。

○ 事務局

提案なのですが、まだご説明させていただいておりませんが、資料-8のようなかたちで、広報くさつで市民の皆様にお知らせすることを予定しております。2枚目に表を二つ付けさせていただいておりますが、この中で今日決めていただいた表をそのまま引用させていただきたいと思っております。場合によっては、今のご意見を広報紙の方に反映させていただくというのも一つの方法ではないかと思います。答申は答申で別にしまして、広報で啓発をする時に工夫をするというのも一つの方法ではないかと思います。

○ 委員

答申（案）の目次を見ていると最初に、「Ⅱ ごみの分別方法の見直しについて」というところに「5. 新しいごみ分別」にありまして、ごみはこのように分別していくんだと考えた時に、表-1が参照されてきた時には、やはりシンプルに分別が11種類になりました、ということをもっと初めに言うておいて、あともう少し入って、「Ⅲ ごみ処理費の住民負担のあり方について」ということで、表1はP11でも参照されていますよね。ここの別表1については、別表2に委ねても別に内容的にはおかしくないと思います。P11は、住民負担のあり方について記述されているところだから、そこで有料化の話が別表2で示されても何も異質感はありません。

また、最後のページについても全て有料化の話で繋がっていますので、この別表2というのは住民負担のあり方を考える上での資料だと言うことが出来ます。いきなり最初に分別や資源化の話をしている時に有料化の話が出てくるというのは、答申として読んだ時にその議論というのは次に控えていますというような構成にしたほうがすっきりするかと思います。しかも、今、示していただいた資料-8のように、市民向けにはこのように分かりやすくきちっとしていただければということでしたら、それでよろしいのではないかと思います。

○ 会長

別表1、別表2でどちらも答申の中でも最後に続きで載っていますから、両方見たらすぐ分かると思います。別表1の方がシンプルであっても別表2がすぐ隣に載っています。

シンプルな表でどうでしょうか。シンプルな表の方がしっかり本文に対応していますし、有料・無料が気になる人は、隣のページを見たら、すぐに別表2が載っていることとなります。本文に沿って読んでいけば住民負担のあり方のところで別表2が出てきて、そこですべてが合体することになります。答申のドキュメントとしては、それが一番すっきりするのではないかと思います。先ほどご紹介いただいた資料-8の広報の方でしっかり一つのページで市民の方に分かりやすくしていただければ良いかと思います。もちろん市民の方はこちらの方をご覧になることが多いと思います。

答申の方は、表1についてはシンプル版でいかがでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 会長

金属類の配置はどうでしょうかね。

○ 事務局

これにつきましては、今、決めていただいた内容に沿って差し替えをさせていただきたいと思います。

○ 会長

分りました。最終どちらにするかご検討下さい。

次に別表2の方で、前回の資料に対して3通りの案があります。金属類を並べ替えた案と有料・無料の文言が入ったパターンと粗大ごみの並びを変えたものですね。有料とすること・無料とすることの文言はあってもなくても価格が付いているので特になくてもよろしいかと思います。

○ 委員

並び替えをするかしないかですね。

○ 会長

案1でプラスチック製容器類が2行に渡っていますので、このような書き方をすると、誤解を招くかもしれませんので、1行にして下さい。並び替えをするかどうかですね。あまり大きな違いはないですね。

あと、粗大ごみを変更していないことを確認するために、「現行と同じである」とされていますが、これは付けておいた方が良いですね。粗大ごみはどのようなになるのか、とのご意見をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、念の為に書いておく方がよろしいかと思えます。

案1で、プラスチック製容器類を分けずに1行で書くということでいかがでしょうか。

○ 委員一同

それで良いかと思えます。

○ 委員

別表2が決まると、必然的に別表1の並びも決まってくるね。

○ 会長

そうですね。

○ 委員

あと、すみません。蛇足になるかもしれませんが、答申案のP11の別表1参照というところは、別表2に変えていただいた方が良いのではと思います。ここは、有料・無料を言っていますので。

○ 会長

そうですね。ここは別表2ですね。

それでは、資料-1 答申本文並びに別表1、2につきまして、若干の調整をした上で最終答申に進むということによろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 会長

では、答申に付属する資料、パブリックコメントに対する回答に係る説明をお願いします。

○ 事務局

【資料-2、3、4、5、7、8に基づき説明】

○ 会長

ありがとうございます。それでは、資料－２、答申資料編とパブコメに対する考え方の記述、特に資料－３は基データで全部載っているのですが、これにつきましては、後日、お気付きになられた点がありましたら意見を出していただくということで、今回は資料－７の集約版で、尚且つ、前回からの見直し部分についてご説明をいただきました。いかがでしょうか。

○ 委員

そうしましたら、いくつか申し上げます。資料－２、答申資料編のP 9の図表18、19のところですが、先ほど申し上げたことにも関連するのですが、ここに注釈をもう少し付けていただきたいと思います。一つは、ここの処理費というのは、次の原価を出すために出しているわけですね。

○ 事務局

そうです。

○ 委員

そうした時に、有料化対象となるごみの処理にかかるお金だけでやっているのか。それとも全部でやっているのか。単価にしてみればあまり変わらないとは思いますが、考え方はどっちかを明記するべきだと思います。

どちらですか。

○ 事務局

全てで計算しております。

○ 委員

分かりました。有料化対象のものだけで計算をする方がすっきりするかとは思いますが、案分等が難しいと思いますので、止むを得ないとは思いますが、そこは1行入れておく方がよろしいかと思えます。後々、何年か後にもう一度検討する時に分らなくなってしまう。

それから、パブコメの方で聞き逃したので確認をしたいのですが、資料－３の個別のご意見に対するものは、最終的にホームページ等では公表されないのですか。

○ 事務局

いえ、ホームページでの公表を考えております。

○ 委員

されるわけですね。分かりました。その方がよろしいかと思えます。意見を出された方が自分の意見がどうなったか分かります。その時に、表現上の問題なのですが、一つは、審議会の考え方の方は、「しました。」とすべきだと思います。公表された時点で答申が出ているわけですから。これは、資料－7も同じです。審議会の考え方のところは、答申が出た後のイメージで出されるべきだというのが、大きな一つ目になります。

もう一つは、資料－3の全体の方です。直されると思いますが、「答申案」というのは、当然、「答申」になりますよね。

あと、もう一つが、一番右側に「A、B、C、D」がありますが、ここはあくまでもこの審議会で議論するための時のものなので、ここの表現も最終的に答申が出た後、ということ的前提として変えるべきだと思います。「反映済み」というのは、「答申に反映済み」という表現にすべきです。「A：検討する」は、答申が出た後は、検討してどうなったかが大事になりますので、表現を変えられるなり、更に「A」を分けて、検討した結果どうなったのかという部分で、その部分が答申の方の何ページでこうなっていると分かるようにした方がよりすっきりすると思います。具体的などころはお任せしますが、考慮された方がよろしいのではと思います。

○ 会長

一番右を取ってしまうとまずいですかね。

○ 委員

これはあった方が良くと思います。意見を出した人からすると、出した意見が結局どうなったのか、分った方が良くと思います。そんなに難しくないとは思いますが。この「A、B、C、D」がないと、端的にどうなったのかが分かりません。

○ 会長

まず、審議会の考え方のところは全て過去形にする。そういう意味では、審議会の考え方が過去形で述べられているところは、「反映済み」でよろしいのですよね。

○ 委員

そうですね。そういう意味では、この「A、B、C、D」については、答申素案のことは除いてしまってよろしいので、結果的にどうなったかだけで良いです。「A」はなしで、答申に反映済み。それが、意見をもらって修正したかどうかという細かい所までこだわらなくても良いかもしれませんね。元々入っているという部分とご意見をいただいて反映したという部分が、審議会で議論をしたというのは大事ですが、意見を出された方にとっては、意見が入っているということに変わりはありませんので。

○ 会長

ほか、いかがでしょうか。

それでは、資料－３の方の全てのパブコメに対する回答につきましては、文量も多いので、先ほど事務局から説明がありましたように、また個別に委員の皆様にもメール等で見ていただいて、お気付きになった点を事務局にお返しいただく。それを反映したものを最終的にホームページで公開する前にもう一度ご確認いただくという流れでよろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 会長

どうもありがとうございます。それでは、資料－８はもうよろしいですか。

○ 事務局

それでは、簡単に説明させていただきます。

【資料－８に基づき説明】

○ 会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。こちらにつきましても、審議会の考え方は全て過去形でよろしいですね。

○ 事務局

はい。先ほどご指摘ありましたとおり訂正をさせていただきます。

○ 委員

よろしいですか。確認ですが、資料－８はいつ出されるのですか。

○ 事務局

2月15日を予定しております。

○ 委員

答申の後ですね。分かりました。表があるところですが、ここで気になるところは、新しい分別区分の「④プラスチック製容器類」のところなのですが、ここが実施する時に一番混乱するところで大事なところだと思います。「①焼却ごみ類」の方には、「※汚れたプラ

スチック製容器を含む」とありますよね。これに対応する形で、「※汚れていないプラスチック製容器のみ」とか、汚れている、汚れていないで分別することができますから、その方が良いかと思います。むしろ、「プラマークの付いたプラスチック製容器」というのは、ない方が良いのではと思います。付いていないものもたくさんあるわけですから、これはない方が良いと思います。厳密なところは答申の方にあるわけですから、ここでは、今までプラスチックで一括だったものが、汚れたものは、焼却ごみ類に分類され、汚れていないものは、プラスチック製容器類に分類されるということですよね。そこが分かった方が良いのではと思います。

○ 会長

答申の本文にある（ ）付けでよろしいのではないのでしょうか。プラスチック製容器類（汚れていないもの）というように。整合性も図れるかと思います。

○ 委員

それと、一番最後の「掲載内容は、市廃棄物減量等推進審議会の答申概要で、実施が決定されたものではありません。」という部分の表現なのですが、確かにこの通りなのですが、それではどうなるの、ということになります。ですから、この部分については、例えば、「掲載内容は、市廃棄物減量等推進審議会の市長への答申概要」という部分と、市民にとっては、実施はどうやって決まるのか、というのが分かりにくいと思います。今後これを受けて、市役所内で検討することや議会、周知期間などの表現があった方が、道筋がはっきりするのではないのでしょうか。つまり、これだけだと何に使うのかということが分かりません。行政の人は分っても、一般には分らないと思います。

○ 会長

その辺り、どこまで書けそうですか。想定されるスケジュールというのは。あまり細かく書きすぎると、それに縛られてしまいますので。

○ 事務局

今、委員からいただきました答申後の手続き的な内容は書くことができるかと思いますが、実施時期をどうするかという部分については書くことはできません。

○ 会長

細かい事は書けないと思いますが、おおよその手続き的な話は丁寧にお願いします。

○ 事務局

パブリックコメントの中でも審議会です勝手に決めたようなご意見がありましたので、実

はそうではなくて、議会の承認も必要であるということも含めて説明が必要かと思います。

○ 会長

はい。それでは、丁寧な記述の追加をお願いいたします。

あと、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、議事1) 答申およびそれに関するパブコメへの回答、広報等について、以上のようなご議論いただいた内容を反映したもので、若干の加筆、修正をした上で、今月24日の最終答申に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、議事2)に進ませさせていただきます。基本計画につきまして、資料-6のご説明をよろしくをお願いいたします。

○ 事務局

【資料-6に基づき説明】

○ 会長

ありがとうございました。前回までの議論を踏まえまして細かい所を含めまして加筆、修正あるいは、並べ替えしていただいた内容を中心にご説明いただきました。

いかがでしょうか。

○ 委員

よろしいですか。前回、P10の事業系ごみの目標について意見を申し上げたのですが、この点について、もし、家庭系の20%と比べ事業系のほうが見かけ上緩い形にどうしてもされたのであれば、この数値の算出根拠は出ていますが、この数値にした根拠は出ておりません。その部分については、草津市以外からごみが入ってくるなど、今、口頭でご説明されていましたが、P10の②の本文の文章の後に簡単でも良いので、これらの目標の数値を設定した根拠、特に違いの根拠は必要だと思います。

それに関連して、処理基本計画というのは今日ほぼ決めるものなのですか。

○ 事務局

はい。

○ 委員

そうすると、今回のごみの分別見直しとの関連で申し上げたいことがあるのですが、見直し区分については家庭系を対象としていますよね。家庭系ごみについては、新しいごみ分別区分の方の焼却ごみ類の中に汚れたプラスチックは入りますよね。その時に、事業系ごみの汚れたプラスチックというのはどうなるのかということなんです。こちらの市民向けの答申の方には、その事は特に触れていないのですが、これを見られた事業者は今まで通りと考えるのが普通だと思います。そこのところが、草津に限らず他の自治体などでも大きな方向としては、ごみの区分というものを厳格にすることだと思います。大きな流れが、つまり、事業系と産廃の区分ですね。京都なんかもやっていますよね。これが少し長いレンジでの基本計画ですので、そこは方向として入れるべきだと思います。具体的に言うと、P13の「(2) 減量化(排出抑制) 施策」の二つ目の○のところに(古紙類等)となっていますが、古紙類の他に、表現は古紙類よりも弱くしても良いかとは思いますが、プラスチック類を入れるべきだと思います。それを入れれば、P17に事業系ごみの推計がありますが、おそらく焼却ごみ類の方はかなり汚れたプラスチックが入ってくると思います。草津市は長期的には事業者から出てくるプラスチックは廃掃法上、基本的に業種区分がないですから、産廃になるわけですね。ですから、そこは、すぐにはやらないけれどもいずれは入れないでやるといった方向は出すべきだと思います。そうしますと、かなり減ると思います。古紙もしっかり分けて、プラスチックもいずれしっかり事業者の方で分けてやるんだと。それは汚れていても汚れていなくても、その後は事業者が考えれば良い話になります。もし、その部分の推計が出来れば、家庭系の方と同じ20%削減の考え方で可能ではないかと考えます。数値は持っていないので、感覚的な話になりますが、これから長く縛るものなので、その部分は検討でも良いかとは思いますが、入れておかれたほうが良いのではないかと思います。

○ 事務局

事業所から出るプラスチックにつきましては、廃掃法上は、職種限定がありませんので、全て産廃になるのですが、どうしても小規模事業所から出てくるものについては中々把握が難しいです。いずれはきっちり整理していかなければならないです。段階的に整理をしていきたいと思っています。

○ 委員

その部分を書いたら良いと思います。その文言が今は何もないです。事業所の規模等を考慮するのも結構ですが、プラスチック類についての検討というものは項目に入っていない

いといけません。もちろん無理な事は出来ませんが、その辺を分けて、事業所の方でもごみ箱の区分にもプラスチックを設けるように、と指導することにも繋がっていくと思います。家庭系ごみのプラスチックの扱いとは違うということを指導していく足掛かりを入れておいた方がよろしいのではと思います。

○ 事務局

はい。

○ 会長

今のお話でいうと、P13の「(2) 減量化(排出抑制) 施策」の上から2つ目「○クリーンセンターへの資源ごみ搬入制限等の実施(古紙類等)」のところに、「(古紙類、プラスチック類等)」といれるかどうか。あるいは、P16の「●さらに減量効果等が期待できる施策」ということで、こちらの方に回して、「○事業系ごみ処理手数料の見直しの検討」のところで、「○事業系ごみ処理手数料および資源ごみ搬入制限の見直しの検討」というように、こちらに入れるかどうかではないでしょうか。更に一步踏み込んだプラスチック類、これは1日約1トンありますので、これだけで確かに2%から3%の削減が上乘せ出来ることになりますね。ですが、今ご議論いただいたように、すぐには出来ませんし、かなり長期的な展望になりますね。けれど、今回の計画は平成33年度の先を見た計画なので、せめてP16の「●さらに減量効果等が期待できる施策」の中に、少しプラスチック類の話を入れていただいた方がよろしいかもしれませんね。

○ 委員

それを入れて、家庭系と事業系の割合を同じにしておいた方が良いと私は思います。

○ 事務局

今、おっしゃっていただいていますように、確かに大きいとは思いますが。

ただ、実施に当たってのいろいろな調整が必要になります。もう少し小規模事業所等に配慮した文言を入れるなど、そのような項目を基本的な項目として入れたいと思います。

率の方につきましては、前回の10%から15%へと上げたのですが、やはり前回も申しましたように地域特性という部分がどうしても他の地域とは異なるということが色々見えてまいりました。現在、草津の総合計画も作っているのですが、今後、人口が増加する中で、商業施設等の活性化というのも盛り込まれております。結果的には、それらが大きな要因となって1人あたりに換算した時にも影響が出てくることになります。努力する項目はたくさんありますが、15%でも非常に厳しいところなのですが、現実的には妥当ではないかと判断します。

○ 会長

その辺りの事情を、P10に書き方は難しいと思いますが、2, 3行あった方がよろしいと思います。

○ 事務局

分りました。このような目標を設定した根拠ということですね。

○ 会長

はい。特に15%と20%の違いに関してです。なぜ15%か、なぜ20%か、ということを書こうと思ったらすごくややこしいですから。事業系が家庭系と比べて少し難しいのは、草津市特有の市外からのというように書き方を考えていただいて、追加することではいかがでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

○ 委員

草津市では、先ほど申し上げた併せ産廃については、こういうものは併せ産廃とみなして市の方で処理している、ということを何か明記したものはありますか。

○ 事務局

明記したものはありませんが、毎年出しています実施計画の中で、対象にはしているということになっています。本当であれば、品種毎に明記が必要かと思いますが、そこまでの詳しい設定は出来ていません。

○ 委員

その部分が、P13に併せ産廃についての検討などの項目としてあった方が良いと思います。そういったものがあれば、足掛かりにして検討が出来ると思います。もちろん、小規模事業所と大規模事業所を同じ扱いには出来ませんし、現実には受け皿がないと難しいのですぐとは言えないですが、段々とそういった部分を明確にしていって、本来、市が行うべき部分とそうではない部分を明確にしていく必要があると思います。

○ 委員

併せ産廃とは、何のことですか。

○ 委員

廃棄物処理法上で、事業活動に伴って出てくる廃棄物が全て産廃ではなくて、業種指定があるものとなないものがあります。例えば、紙などは事業活動に伴って出てきても、製紙

業等以外は一廃の扱いになります。しかし、プラスチックは、廃棄物処理法上は業種指定がありませんので、事業活動に伴って出てきたものは全て産廃になるわけです。それを、市町村の処理において支障がなければ、一緒に処理することが出来るという規定があります。これを併せ産廃と言っているわけです。おそらく事業所の方の多くも認識がないかと思います。本来は、産廃になるという認識事態をしてもらわないとまずいです。その点について、あちこちの自治体でその部分を明確にして行って事業所にしっかり行っていただくという流れになっています。ですから、すぐは出来ないでしょうがやっていくべきです。特に、今度、家庭系の方が見直しをされますので、余計その部分は入れておく必要があると思います。事業系ごみのプラスチックをどうするのかということ、家庭系の分別見直しの実施段階までには市の方ではっきり決めておかないと混乱すると思います。

今はどのようにされるおつもりですか。

○ 事務局

ご指摘のとおり、市の思いとしては極力法律通り産廃は産廃として事業者自らが処理していただき、自治体は、事業系ごみの一般廃棄物のみを扱うというのが大原則だと思います。ですが、現状、その辺りが曖昧です。そこで明確にするとともに事業所の産廃については、事業所自らが処理していただくという方向にもっていきたいと思っております。

○ 委員

そのところは、分別区分の見直しをされる時に事業所向けに1枚作られた方がよろしいかと思います。そうしないと、事業所からの産廃が流れ込んでくると思います。

○ 会長

今の話は答申に入れないといけないでしょうか。答申は、家庭ごみという形で進めていますから、入れるとするなら基本計画の方にですね。

○ 委員

そうですね。基本計画の方に入れておいて、市の方が分別区分の見直しを実施される時のコメントとして、事業者の方には、その種の旨を書かれたものを配布等された方が良いのではないかと意見で、答申とは切り離れたものになります。

○ 会長

処理計画の方ですね。資料-6ですと、事業系ごみにおいて、古紙類についてはしっかり資源化し、目標設定する際の数値にも反映していますが、今のところはそれだけです。そこで、先ほどもありましたが、P16「●さらに減量効果等が期待できる施策」の中の事業系ごみのところを「処理手数料の見直し」だけではなく、今、曖昧な扱いになっている

るプラスチック類、その他、本来、事業者で処理すべき廃棄物の扱いを徹底することで、自治体が負担する事業系ごみを減らせるような長期的な計画を盛り込むというかたちでいかがでしょうか。

あと、よろしいでしょうか。

この基本計画は、もう1回、12月24日の審議会で決着ということでよろしいでしょうか。

○ 事務局

今、ご意見いただいた部分を反映いたしまして、まとめをし、次回答申というかたちも考えていますが、会長の方でご判断いただきたいと思います。

いくつか出た課題について、基本的にはご意見を反映させたかたちで字句修正と併せて整理をしていきたいと思っています。答申（案）としてまとめる時期かと事務局の方では考えております。

○ 会長

今日出た指摘事項を反映させた修正版を次回24日に提出いただいて、審議をし、決着すればそのまま処理基本計画の答申にもっていくということですね。24日に決着するかはその時の議論次第になりますが。

○ 委員

一つだけよろしいですか。P13の「(3)資源化施策」の中に食品リサイクル法上の減量化、リサイクルの推進といったものを入れておくべきかと思っています。いろいろな飲食店等に関連する部分で、年間100トン以下のものについても法律上対象になっていますから、古紙だけではなく、プラスチックと食品廃棄物についても入れておいた方が良く思うので、文言等については検討をお願いしたいと思っています。

○ 会長

P13、「②事業系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策」の中に食品リサイクル法関係の記述を入れるということですね。

○ 事務局

では、12月24日に再度今の部分をご確認いただくということで開催をさせていただきました。それまでに字句修正等を含め、会長ともご相談をさせていただき、出来ればその日の終了後に、「ごみの分別方法の見直しおよびごみ処理費の住民負担のあり方について」の答申と併せて答申をいただきたいと思っています。

○ 会長

分りました。改めまして、本日の審議のまとめと今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

○ 事務局

まず、分別見直しと有料化の答申についてですが、パブリックコメントにつきましては大量な情報ですのでお気づき点がございましたら事務局へお願いしたいと思います。

また、文言修正等につきましては、会長とご相談をさせていただきまして最終答申をまとめたいと思っております。これにつきましては、24日に会長から市長へ答申をいただくことを考えています。

ごみ処理基本計画につきましては、24日の午後2時頃から審議会を開催させていただきます。審議をしていただき結論として、併せて答申をしていただきたいと思います。

大変お忙しいとは存じますが、委員の皆様には、次回17回の審議会にご足労願いたいと思います。

○ 会長

これをもちまして第16回の審議会を終了いたします。委員の皆様ありがとうございました。